

(内閣府)

平成 19年7月13日

公共サービス改革法をめぐる論点

稲沢克祐(いなざわ かつひろ)関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
博士(経済学)

群馬県生 1982年 東北大学卒業

1984年 東北大学大学院教育学研究科中退

2006年4月から 現職

【専門分野】 地方財政論、行政評価論、公会計論

【著 書】

- ・「自治体の市場化テスト」(単著)、学陽書房、2006年6月
- ・「英国地方政府会計改革論」(単著)、ぎょうせい、2006年1月
- ・「公会計」(単著)、同文館出版、2005年5月 ほか共著多数

【活 動】

- ・ 愛知県市場化テストモデル事業監理委員会委員長(2007年5月～)
- ・ 内閣府官民競争入札等監理委員会地方公共サービス部会委員(2006年10月～)
- ・ 外務省政策評価アドバイザー委員(2006年8月～)
- ・ 芦屋市行政評価委員長(2006年6月～)
- ・ 名古屋市行政評価委員長(2006年6月～)
- ・ 群馬県参与(2005年10月～)
- ・ 四日市市指定管理者選定委員会委員長(2004年1月～) ほか多数

公共サービス改革法をめぐる論点

関西学院大学大学院 稲沢克祐

1 公共サービス改革法と市場化テストの定義

1) 2006年7月7日施行 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」における官民競争入札、民間競争入札

→ 規制緩和・撤廃を進めて、これまで、民間参入が困難だった分野に民間参入を可能にすること

2) 市場化テストの定義の拡大

① 最狭義：公共サービス改革法による官民競争入札、民間競争入札

② 狭義：①に加え、公共サービス改革法によらない官民競争入札、民間競争入札、入札によらない官民競争

③ 広義：②に加え、民間提案型アウトソーシング(大阪府、我孫子市、杉並区)

④ 最広義：③に加え、協働化テスト(佐賀県、足立区)

図表ー1 法令の特例の有無からみた自治体の市場化テスト

	自治体を実施する 「官民競争入札」	自治体を実施する 「民間競争入札」
法令の特例あり (「特定公共サービス」)	公共サービス改革法で規定	公共サービス改革法で規定
法令の特例なし (一般公共サービス)	現行の地方自治法等において対応可能	現行の地方自治法等において対応可能

3) 公共サービス改革法の意義と機能

(1) 意義：公共サービスの改革(廃止、官民競争等)、実施者の決定、モニタリング、評価などの過程を公正・公平・中立に行うガバナンスを作り上げること。

(2) ① 廃止、官民競争入札、民間競争入札 → 事業仕分け

② 質と経費の視点 → アウトソーシングの改革

③ 官民競争の手法 → 行政改革

(3) 機能：民間事業者参入に対する改革

① 秘密保持義務規定：公共サービス実施民間事業者に対する秘密保持義務規定

② みなし公務員規定： // にみなし公務員規定適用

→ 贈収賄などの不正防止、公務執行妨害罪の適用

③ 監督規定：報告、必要に応じて立入検査や質問を行う

④ 法令の特例措置：国に対する通則：国庫債務負担行為、国家公務員退職手当法
国・自治体に対する特定公共サービスの個別の特例措置

2 市場化テストと他の市場化手法

1) 日本の自治体は民間開放先進国

1960年代から、自治体の現業部門で民間開放が始められ、1980年代には、多くの分野が民間委託を行っている現状。

2003年には、公の施設について指定管理者制度を導入。

→国には、指定管理者制度に匹敵する制度なし。

2) 自治体サービスの市場化手法と市場化テスト

- ① サービス対象：業務委託（通常の民間委託）、包括的民間委託、一括型民間委託
- ② 施設管理運営対象：指定管理者制度、PFI(Private Finance Initiative)
- ③ 官民競争：PFI、指定管理者制度、市場化テスト(狭義)

図表ー2 自治体サービスの市場化手法と市場化テスト

市場化手法	市場化対象の決定	委託、発注方法、契約のあり方		規制改革の有無	官民競争の有無
		委託等のあり方	発注方法契約のあり方		
業務委託	自治体	一部業務	仕様発注 単年度契約	なし	なし
包括的民間委託	自治体	業務包括的	性能発注 複数年度契約	なし	なし
一括型民間委託	自治体	多種業務一括	仕様発注、 単/複数年度契約	なし	なし
指定管理者制度	自治体	施設管理運営 業務包括的	性能発注、 複数年度協定	制度そのもの	財団等との競争
P F I	自治体、民間提案	施設等包括的	性能発注、 複数年度契約	行政財産 貸付等	P S Cなど内包
市場化テスト	自治体、民間提案	業務包括的	性能発注、 複数年度契約	あり	あり

3) 市場化テストと他の手法との関係

① 指定管理者制度と市場化テスト

→ 実務的には、公の施設に指定管理者制度、公用施設等に市場化テスト

→ 指定管理者制度と市場化テストとの併用：市場化テストで直営か指定管理者制度かの選択を行う。

② P F Iと市場化テスト：P F I法の規律と市場化テストの規律

③ 市場化テストの結果として、包括的民間委託の想定

④ 市場化テストの結果として、一括型民間委託の想定

3 官民パートナーシップ(PPP)の理解－英国/EU の場合

英国/EUにおけるPPP(Private Public Partnership)の理解

PPP：「官民の双方の優位性を認識し、各々が得意とする業務に特化することで、公共サービスやインフラが最も経済効率性の高い形で提供される。PPP のストラクチャリングにあたっては、リスクを最適にコントロールできる主体が管理し、民間セクターのスキルや能力の活用によって『国民価値(バリュー)』が高められるよう、官民の関係を最適に構築することが必要。」

- 官民協働・連携＝PSP(Public Sector Participation)
- 市場化テスト＝官民協働などの市場メカニズムが働いていれば、最終的なサービス提供主体が必ずしも民間でなくても Privatisation(広義の民営化) > PPP

×：単に民間の安い人件費を活用するだけの旧来型の「業務委託」

×：民間のパフォーマンスを問うことなく固定の支払いを行う「委託」

×：リスク分担があいまいなままに事業を進める「三セク」

4 市場化テストと行政改革

1) 定員管理と市場化テスト

議論の前提：① 市場化テストは、単なる民間委託手法ではないこと

② 市場化テストは、官の刷新を進める目的が第一

→ 民間側が落札：委託対象部分にかかるモニタリング等のための職員を除き、職員数の減少となるよう、退職者不補充。

→ 自治体側が落札：これまでよりも少ない人員でできることから、その差を退職者不補充

(2) 官民競争入札と行政改革

「組織に内在する非効率との対峙」

(3) 官民競争と官民協働

○ 競争と協働とは、本来、相容れない考え方であり、競争をする場合には競争のスキームを、協働を考える場合には協働のスキームを作り上げること。

○ 官民競争の後、民間側が勝利した後は、民間事業者と官庁との協働を進めていくことになる。

【主な参考文献／資料】

井熊均(2005年)『実践的事業者評価による自治体の調達革命』ぎょうせい

稲沢克祐(2006年)『自治体の市場化テスト』(学陽書房)

市場化テスト推進協議会(2007年)『市場化テスト』(学陽書房)

東京都ホームページ

大阪府ホームページ